

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

現 行					改 正 後				
私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領					私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領				
(昭和55年7月7日総務部長決裁) (一部改正 昭和58年 7月13日) [略] (〃 令和 5年12月15日) (〃 令和 8年 1月 5日) (〃 令和 8年 5月14日)					(昭和55年7月7日総務部長決裁) (一部改正 昭和58年 7月13日) [略] (〃 令和 5年12月15日) (〃 令和 8年 1月 5日) (〃 令和 8年 5月14日) <u>(〃 令和 8年 7月28日)</u>				
1～3 [略]					1～3 [略]				
4 補助金の算定要素及び割合 補助金の算定要素及び配分割合は、次のとおりとする。					4 補助金の算定要素及び割合 補助金の算定要素及び配分割合は、次のとおりとする。				
学種区分 ごとの 配分 割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園等	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校	学種区分 ごとの 配分 割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園等	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校
算定要素					算定要素				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
エネルギー 価格高騰 対策割	価格高騰による光熱費のかかり増しの1/2以内の額。ただし、1校につき <u>97万5千円</u> を限度とする。 (通信制課程を含む。)	価格高騰による光熱費のかかり増しの1/2以内の額。ただし、1園につき <u>97万5千円</u> を限度とする。	価格高騰による光熱費のかかり増しの1/2以内の額。ただし、1校につき <u>97万5千円</u> を限度とする。	価格高騰による光熱費のかかり増しの1/2以内の額。ただし、1校につき <u>97万5千円</u> を限度とする。 (高等学校通信制課程を除く。)	エネルギー 価格高騰 対策割	価格高騰による光熱費のかかり増しの1/2以内の額。ただし、1校につき <u>95万円</u> を限度とする。 (通信制課程を含む。)	価格高騰による光熱費のかかり増しの1/2以内の額。ただし、1園につき <u>95万円</u> を限度とする。	価格高騰による光熱費のかかり増しの1/2以内の額。ただし、1校につき <u>95万円</u> を限度とする。	価格高騰による光熱費のかかり増しの1/2以内の額。ただし、1校につき <u>95万円</u> を限度とする。 (高等学校通信制課程を除く。)
5 補助金の算定方法 (1) 各高等学校（全日制課程）及び幼稚園等の補助金の算定は、次の方法により行う。 ア～サ [略] シ エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、高等学校にあつては全日制課程に通信制課程を含めるものとし、1校（園）につき <u>97万5千円</u> を限度とする。					5 補助金の算定方法 (1) 各高等学校（全日制課程）及び幼稚園等の補助金の算定は、次の方法により行う。 ア～サ [略] シ エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、高等学校にあつては全日制課程に通信制課程を含めるものとし、1校（園）につき <u>95万円</u> を限度とする。				

(2) 各中学校の補助金の算定は、次の方法により行う。 ア～オ 〔略〕 カ エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、1校につき <u>97万5千円</u>を限度とする。 (3) 高等学校（通信制課程）、小学校及び特別支援学校の補助金の算定は、次の方法により行う。 ア～エ 〔略〕 オ エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、1校につき <u>97万5千円</u>を限度とする。（高等学校（通信制課程）を除く。） 6～9 〔略〕		(2) 各中学校の補助金の算定は、次の方法により行う。 ア～オ 〔略〕 カ エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、1校につき <u>95万円</u>を限度とする。 (3) 高等学校（通信制課程）、小学校及び特別支援学校の補助金の算定は、次の方法により行う。 ア～エ 〔略〕 オ エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、1校につき <u>95万円</u>を限度とする。（高等学校（通信制課程）を除く。） 6～9 〔略〕	
摘要	改正箇所は下線のとおりである。		

様式別紙 15 を別紙のように改める。